

食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査について（概要）

平成23年10月19日

公正取引委員会

第1 調査の趣旨

不公正な取引方法として独占禁止法で禁止する優越的地位の濫用行為については、依然として違反事例が繰り返し生じている。こうした違反事例の中にあつては、大規模小売業者¹による納入業者に対する濫用行為が多く認められる。このため、公正取引委員会は、大規模小売業者による優越的地位の濫用行為に関して積極的かつ厳正な法執行を行うとともに、実態調査を実施するなどしてその未然防止に努めているところである。

しかし、優越的地位の濫用として問題となり得る行為については、卸売業者が取引先納入業者である製造業者に対して行っている事例もみられるところであり、また、こうした行為の背景として卸売業者が取引先の大規模小売業者から種々の要請を受け、それに応えるためにこうした行為を行うなど、大規模小売業者の行為に起因している可能性もある。

このため、今般、卸売業者と大規模小売業者の取引にも着目しつつ、製造業者と卸売業者の取引実態を把握するため、調査を行うこととした。

また、調査の対象分野としては、過去の調査事例などを踏まえると、特に、食料品の取引において優越的地位の濫用として問題になり得る事例が見受けられることから、食料品製造業者（以下「メーカー」という。）と食料品卸売業者²の間及び食料品卸売業者と大規模小売業者の間の取引実態について調査することとした。

第2 調査方法・内容等

1 調査方法

メーカー（資本金1000万円以上）10,752社及び食料品卸売業者（資本金1億円超）495社に対し、平成20年1月から平成22年12月までを調査対象期間とする書面調査を行うとともに、書面調査に回答したメーカーのうち20社に対してヒアリングを実施した。

	発送数	回答数	回答率
メーカ－	10,752社	3,270社	30.4%
食料品卸売業者	495社	217社	43.8%

¹ 大規模小売業者とは、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正取引方法」（平成17年5月13日公正取引委員会告示第11号）で定義する「大規模小売業者」であり、一般消費者に日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するものをいう。

① 前事業年度の売上高が100億円以上の者

② 次のいずれかの店舗を有する者

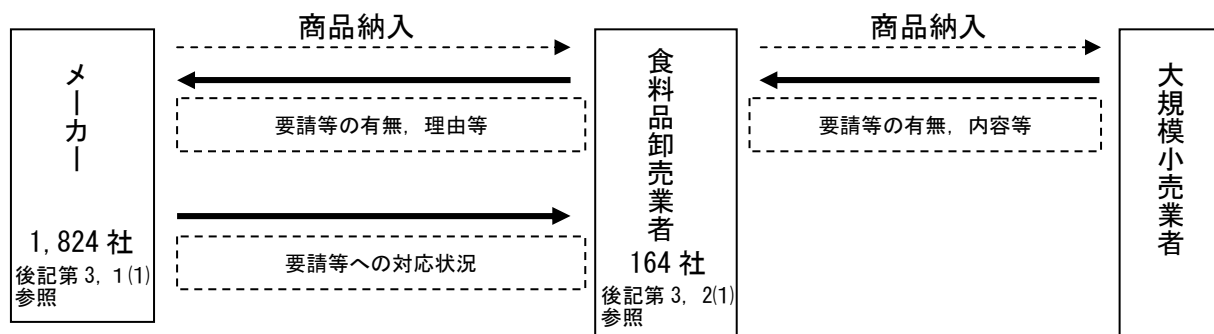
・東京都特別区及び政令指定都市：店舗面積3,000㎡以上

・その他の市町村：店舗面積1,500㎡以上

² 食料品を製造又は加工する事業者と取引する者。

2 主な調査内容

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」という。）において、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている各行為（「購入・利用強制」、「協賛金等の負担の要請」、「従業員等の派遣の要請」、「受領拒否」、「返品」、「支払遅延」、「減額」及び「取引の対価の一方的決定」）に焦点を当てて調査を行った。

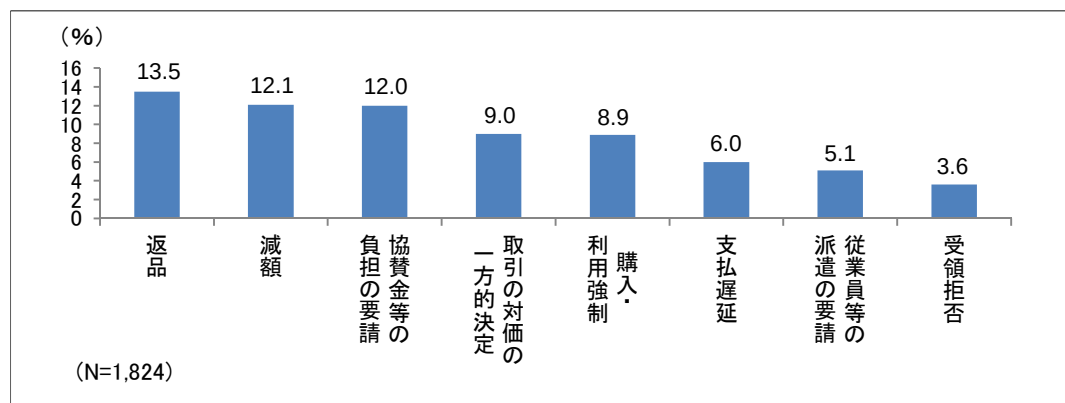


第3 調査結果の概要

1 メーカーに対する調査

(1) 回答のあったメーカー3, 270社のうち、食料品卸売業者（以下「卸売業者」という。）と取引しており、本件調査の対象となるメーカー（以下「調査対象メーカー」という。）1, 824社に対する調査結果をみると、優越ガイドラインで例示する8つの行為類型いずれについても、卸売業者から優越的地位の濫用につながり得る行為³を受けていたメーカーが一定程度存在する（図1）。

図1 優越的地位の濫用行為につながり得る行為を受けていた者の行為類型ごとの割合（複数回答）



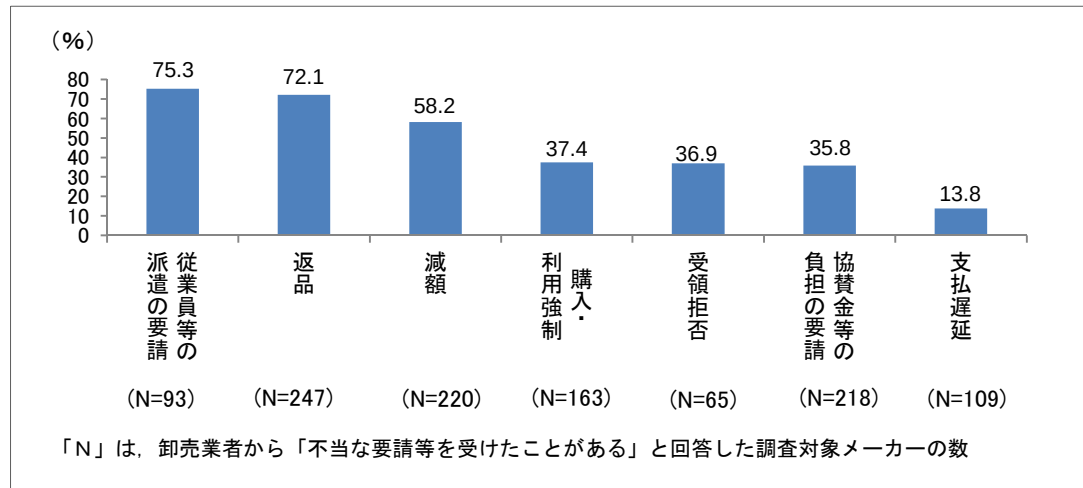
(2) 調査対象メーカーのうち、卸売業者から不当な要請等を受けたことがあると回答した者に対し、その理由について卸売業者からどのような説明を受けているのかについて質問したところ、卸売業者の取引先小売業者に原因がある旨説明を受けたとの回答が7つの項目⁴においてみられ（図2）、また、具体的な回答事例においても、小売業

³ 卸売業者がメーカーに対し、取引上優越する地位にあること等を前提とする。後記2及び3における「優越的地位の濫用になり得る行為」等の考え方について同じ。

⁴ 「取引の対価の一方的決定」については、卸売業者とメーカーの間で取引の対価が決まり、次に、卸売業者と小売業者との間の取引の対価が決まると思われ、通常、卸売業者とメーカーの間の取引の対価の決定に小売業者が関与することは考えられないため、小売業者の関与についての質問を行っていない。

者の関与を示唆するものがみられた。

図2 取引先小売業者から要請等を受けたことが、不当な要請等を行った理由であると卸売業者から聞いていると回答した調査対象メーカーの割合（複数回答）



2 卸売業者に対する調査

- (1) 回答のあった卸売業者217社のうち、メーカーと取引しており、本件調査の対象となる卸売業者（以下「調査対象卸売業者」という。）164社に対する調査結果をみても、優越ガイドラインで例示する8つの行為類型いずれについても、優越的地位の濫用になり得る行為を行っている卸売業者の存在がうかがわれる。

優越ガイドラインで例示する行為類型ごとに、メーカーに対し優越的地位の濫用になり得る行為を行っていると考えられる者の調査対象卸売業者164社に占める割合をみると、割合の高い行為タイプの順に、①返品（15.2%）、②協賛金等の負担の要請（11.0%）、取引の対価の一方的決定（11.0%）、④従業員等の派遣の要請（8.5%）、⑤購入・利用強制（7.3%）、⑥減額（6.1%）、⑦受領拒否（3.7%）、支払遅延（3.7%）であった。

- (2) また、優越的地位の濫用になり得る行為を行っていると考えられる卸売業者の中には、取引先大規模小売業者から、各行為類型に係る要請等を受けて、問題となり得る行為をメーカーに対して行っていると考えられる例がみられる。調査対象卸売業者が優越的地位の濫用になり得る行為を行っていると考えられる事例のうち、取引先大規模小売業者からの要請等を理由としているものの割合⁵を行為類型ごとにみると、割合の高い順に、①従業員等の派遣の要請（78.6%）、②減額（50.0%）、③返品（44.0%）、④協賛金等の負担の要請（38.9%）、⑤購入・利用強制（33.3%）、受領拒否（33.3%）となっている。

さらに、卸売業者が取引先大規模小売業者から受けている行為についても、優越ガイドラインに照らして、優越的地位の濫用として問題となり得る場合があると考えら

⁵ この割合については、メーカーに対して問題となり得る行為を行ったことがあると回答した卸売業者の数（分母）の絶対数が小さいため、メーカーに対する調査結果と比較する場合は留意する必要がある。

れる。

3 総括

- (1) 調査結果をみると、卸売業者とメーカーの取引においても優越的地位の濫用になり得る行為が行われている可能性がある。特に「返品」、「協賛金等の負担の要請」といった行為類型では、メーカー及び卸売業者のいずれの側の調査においても、こうした事例の割合が高くなっている。
- (2) また、これら卸売業者による行為の原因には、卸売業者が自己の利益確保等のために行っているもののほか、卸売業者が取引先小売業者から要請等を受けてメーカーに不当な要請等を行っている場合があることが明らかになった。特に、「従業員等の派遣の要請」、「返品」及び「減額」について、取引先小売業者からの要請等に起因すると回答の割合が、メーカー及び卸売業者のいずれの側の調査においても高いものとなっており、さらに、取引先小売業者からの要請等であることを伏せてメーカーに要請している卸売業者がいる可能性もあるということを考慮すると、取引先小売業者からの要請等に起因するものの割合は更に高くなることも考えられる。これらの事例においては、卸売業者が、取引先大規模小売業者から求められる負担をメーカーに転嫁しているのではないかと考えられる。あるいは、取引先大規模小売業者が卸売業者を介してメーカーに負担を要請しているのではないかと考えられる。このように、卸売業者とその取引の相手方（小売業者又はメーカー）との間で、不当な要請等による不利益や負担の転嫁が複層的に行われ、大規模小売業者が問題行為のいわば発生源となっている構造が存在するものと思われる。
- (3) 今後は、こうした複層的な構造に留意しつつ、メーカーと卸売業者の間で行われる問題行為に対しても監視を強めていく必要がある。また、卸売業者によるメーカーに対する濫用行為の要因ともなっている大規模小売業者による不当な要請等については、問題行為の根本的な解消を図る観点から引き続き注意深く監視していく必要があると考えられる。

第4 公正取引委員会の対応

- 1 卸売業者及び大規模小売業者を対象とする業種別講習会等を実施し、メーカーと卸売業者の取引及び卸売業者と大規模小売業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止に努める。
- 2 メーカーから小売業者までの一連の取引において、違反行為が行われることのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果を報告するとともに、改めて優越ガイドラインの内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。
- 3 違反行為の未然防止を目的とする前記1及び2の普及啓発活動を推進するとともに、引き続き業界の取引実態を注視し、独占禁止法に違反する疑いのある行為が認められる場合には、厳正に対処する。